平成２１年（フ）第１００６号
神戸市須磨区多井畑東町30番地の12
債務者　藤井　利恭
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７４号
神戸市東灘区深江南町１丁目７番13号
債務者　仲東　　晋
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４号
兵庫県伊丹市中野西２丁目251番地ガーデンハイツ103号、前住所兵庫県宝塚市安倉西４丁目13番１号
債務者　米田商店こと　酒井　義喜
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１号
大分県竹田市竹田町443番地
債務者　甲斐　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第３３３号
北海道上磯郡知内町字元町48番地48
債務者　村上　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７３９号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛140番地５　メゾン・メユール１Ｆ
債務者　西山　和孝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９号
和歌山県田辺市上の山２丁目５番46―202号御所谷３号棟202
債務者　市耒　正徳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５５号
和歌山県西牟婁郡白浜町3309番地の33
債務者　飯塚　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５６号
熊本県菊池市西寺1606―１　コートセゾン203号、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿央町仁王堂279番地
債務者　永田　未来
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
栃木県足利市鹿島町183番地　小林アパート１号、前住所群馬県館林市北成島町3219番地の２　堀越定雄方
債務者　堀越　照子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８７号
北海道河西郡更別村字更別南２線96番地22
債務者　嶋田八重子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
北海道帯広市西６条南33丁目７番地２
債務者　加藤　　博
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
北海道帯広市南町南七線76番地16
債務者　福田　成美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係